

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令 教育総務室 1頁

訓 令

三重県訓令第9号
教 委 訓第6号
三重県議会訓令第6号
三重県監査委員訓令第2号

庁 中 一 般
局 内 一 般
三重県議会事務局
三重県監査委員事務局

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成22年 6月29日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦
三重県教育委員会教育長 向 井 正 治
三重県議会議長 三 谷 哲 央
代 表 監 査 委 員 植 田 十 志 夫

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程 昭和41年三重県警察本部訓令第6号
三重県訓令第20号
三重県議会訓令第1号
教 委 訓第4号
三重県人事委員会訓令第1号
三重県企業庁訓令第8号
三重県監査委員訓令第1号

の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条第2項中「別表第2に規定するところにより編制する」を「その編成については消防計画において定める」に改め、同条第7項第3号中「救助班」を「救助・救護班」に、「の救助」を「の救助・救護」に改め、「調整」の次に「及び負傷者の救護」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 設備監視班(機械・電気) 機械・電気についての企画連絡調整及び電気の切断その他機械・電気による危害防止をすること

第13条第7項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同項第9号を同項第7号とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社